

# 青梅都市計画区域区分の変更（原案）

拠点整備部拠点整備課

## 青梅都市計画区域区分の変更（東京都決定）

青梅都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり

理由：土地区画整理事業をおおむね3年以内に着手することが確実な区域で、当該事業に関する都市計画が市街化区域と市街化調整区域との区分の変更と同時に定められる区域について、市街化区域に編入する。

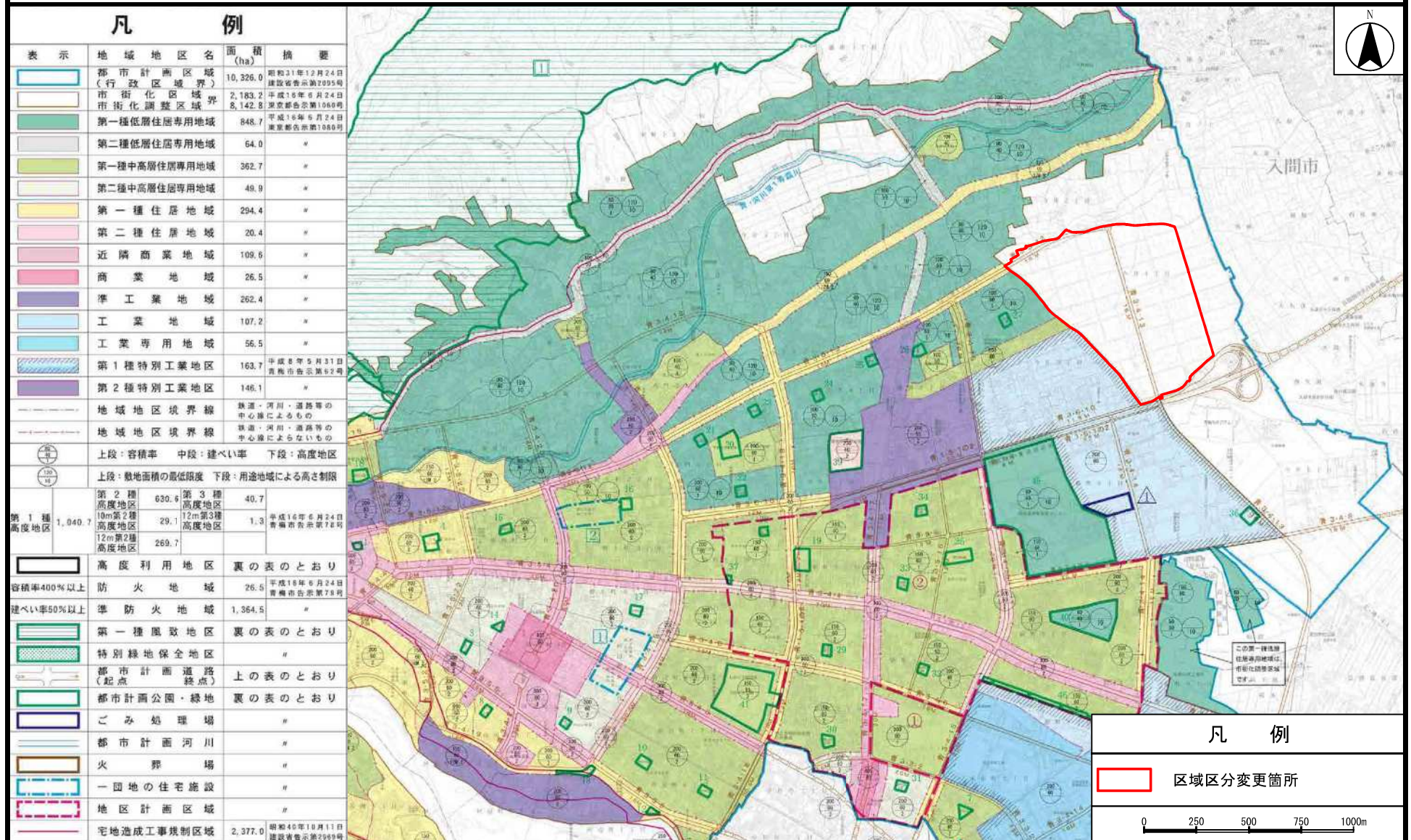
### 変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積
青梅市今井二丁目、四丁目及び五丁目各地内	市街化調整区域	市街化区域	約 50.1ha

# 青梅都市計画区域区分

# 総括図

[東京都決定]



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第13号」  
 「(承認番号)4都市基街都第113号、令和4年7月4日」無断複製を禁ずる



# 青梅都市計画区域区分

# 計画図

[東京都決定]



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）4都市基交第13号」  
「（承認番号）4都市基街都第113号、令和4年7月4日」無断複製を禁ずる